

【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	<p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所加压設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用登電機車用燃料油储蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、通えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用登電機車は、分解点検が可能な設計とし、蔓撲自節へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用充電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する借録取集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所（緊急時対策所内）</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所述べる（緊急時対策所（緊急時対策所内））は、主要部分の断面寸法が確認できる設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファン及び緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、差圧の確認が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化ファンは、分解が可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニットは、開放が可能な設計とする。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>該当規定文書</p>	記載内容の概要

【10.10 緊急時対策所】

設置変更許可申請書【本文】	設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	該当規定文書	社内規定文書
R02. 01. 29 許可	R02. 01. 29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	記載内容の概要
	<p>な設計とし、性能の確認が可能なようフィルタの取り出しが可能な設計とする。</p> <p>居住性の確保として使用する緊急時対策所用圧設備は、通気による機能・性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクについては、内部の確認が可能なようマンホールを設けるとともに、油量、漏えいの確認が可能なよう油面計を設ける設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車は、分解点検が可能な設計とし、模擬負荷へ接続することにより、機能・性能の確認が可能な設計とする。緊急時対策所用発電機車は、車両として、運転状態の確認が可能な設計とする。また、外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替電源設備として使用する緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは、試験系統により、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、分解が可能な設計とする。</p> <p>放射線量の測定に使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ（加圧判断用）は、校正用線源による特性の確認が可能な設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するために使用する情報収集設備は、機能・性能の確認が可能な設計とする。また、外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定に使用する酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計は、特性の確認が可能なよう、標準器等による校正ができる設計とする。</p>			

[10.13 通信連絡設備]

[10.13] 通信網絡設

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
(vii) 通信連絡設備 発電用原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した <u>通信設備（発電所内）を設置又は保管する</u> 。また、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へデータ伝送設備（発電所内）とし、緊急時対策所（緊急時対策所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へデータ伝送設備（発電所内）として、緊急時運転データ伝送設備（発電所内）とし、緊急時運転データ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 （中略）	10.13.1.3 主要設備 10.13.1.3.1 通信連絡設備（1号及び2号炉共用） (1) 設計基準事故が発生した場合において、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の者への操作、作業又は退避の指示等の連絡をブザー・鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として、非常用サイレン等の警報装置及び運転指令設備、電力保安通信用電話設備等の多様性を確保した <u>通信設備（発電所内）を設置又は保管する</u> 。また、緊急時対策所（緊急時対策所）又は緊急時対策所（指揮所）へデータ伝送設備（発電所内）とし、緊急時運転データ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を設置する。 （中略）	第17条の5（資機材等の整備）に規定済	
重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をするために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設置する。	10.13.2 重大事故等時 10.13.2.1 概要 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をするために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（緊急時対策所内）へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設置する。 代番緊急時対策所の通信連絡設備は、緊急時対策所（指揮所）への機能の移行をもって廃止する。	・必要な保有数は83条にて整理済 （中略）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映
重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をするために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設置する。	10.13.2.2 設計方針 重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をするために必要な通信設備（発電所内）及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）へ重大事故等に対応するために必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）を設置する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映 （中略）	・非常事態対策基準（既存） ・運転基準（既存） ・発電機緊急時対策基準（既存） ・応急要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	
(SPDS) は、原子炉補助建屋に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策棟(指揮所)に設置する設計とする。	屋内に設置し、SPDS データ表示装置は、緊急時対策棟(指揮所)又は緊急時対策棟(指揮所)に設置する設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続するこにより、屋内で使用できる設計とする。	・保修基準(既存) ・保安規定に基づく保修業務要領(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存)	要領(既存)
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋内に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	・保修基準(既存) ・保安規定に基づく保修業務要領(既存) ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存)	要領(既存)
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機が喪失した場合において、全交流動力電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機及び緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)、無線連絡設備のうち無線通話装置(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。	・充電池を用いるものにより、継続して通話ができる、使用後の充電池と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものにより、充電池の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。
衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携帯型)及び携帯型通話設備の電源は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。	充電池を用いるものにより、継続して通話ができる、使用後の充電池と交換することにより、継続して通話ができる、使用後の充電池は、中央制御室、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものにより、充電池の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS)については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	具体的な設備は、以下の通りとする。 ・衛星携帯電話設備(衛星携帯電話(固定型、携帯型)) (1号及び2号炉共用) ・無線連絡設備(無線通話装置(携帯型)) (1号及び2号炉共用) ・携帯型通話設備(携帯型有線通話装置) (1号及び2号炉共用) ・緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS) (1号及び2号炉共用) ・SPDS データ表示装置 (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機 (10.2 代替電源設備) ・代替緊急時対策所用発電機 (1号及び2号炉共用)	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS) (1号及び2号炉共用) ・SPDS データ表示装置 (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機 (10.2 代替電源設備) ・代替緊急時対策所用発電機 (1号及び2号炉共用)
緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS)に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。また、SPDS データ表示装置については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS) (1号及び2号炉共用) ・SPDS データ表示装置 (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機 (10.2 代替電源設備) ・代替緊急時対策所用発電機 (1号及び2号炉共用)	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS) (1号及び2号炉共用) ・SPDS データ表示装置 (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機 (10.2 代替電源設備) ・代替緊急時対策所用発電機 (1号及び2号炉共用)	緊急時運転ハラメータ伝送システム(SPADS) (1号及び2号炉共用)

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
・ 大容量空冷式発電機に於ける緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用）	「10.10 緊急時対策所用発電機車」について記載する。	「10.10 緊急時対策所」にて記載する。	「10.10 緊急時対策所」にて記載する。	「10.10 緊急時対策所」にて記載する。
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うたために必要な通信設備（発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。	通信設備（発電所外）として、重大事故等が発生した場合に必要な衛星携帯電話設備及び融合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策所（指揮所）に保管する設計とする。	データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。	データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。	データ伝送設備（発電所外）として、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）は、原子炉補助建屋又は緊急時対策所（免震重要棟内）に設置する設計とする。
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うたために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型）の電源は、充電池を用いており、予備の充電池と交換することにより、継続して通話ができる。又は緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電することができる設計とする。
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うたために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池と交換することで、使用後は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電する。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池と交換することで、使用後は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電する。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うたために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池と交換することで、使用後は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電する。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。	衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（携帯型）の電源は、充電池と交換することで、使用後は、中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の電源から充電する。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用発電機車から給電できる設計とする。
重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うたために必要な通信設備（発電所外）及び発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）を設ける。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に接続する。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に接続する。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に接続する。	緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）については、ディーゼル発電機に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）に接続する。

【10.13 通信連絡設備】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 訸可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
合においても、代替電源設備である大容量空冷式発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送機能に係る設備については、固縛又は転倒防止装置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 大容量空冷式発電機については、「又、(2) (iv) 代替電源設備」にて記載する。 緊急時対策所用発電機車については、「又、(3) (vi) 緊急時対策所」にて記載する。 運転指令設備（1号及び2号炉共用） 非常用サイレン（1号及び2号炉共用） 加入電話設備（1号及び2号炉共用） 電力保安通信用電話設備（1号及び2号炉共用） テレビ会議システム（1号及び2号炉共用） 衛星携帯電話設備（社内）（1号及び2号炉共用） 無線連絡設備（1号及び2号炉共用） 携帯型通話設備（1号及び2号炉共用） 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（1号及び2号炉共用） 緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）（1号及び2号炉共用） SPDS データ表示装置（1号及び2号炉共用） (又、(3) (vi)と兼用) 携帯型通話設備、無線連絡設備のうち無線通話装置（携帯型）、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話（固定型、携帯型）、 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS）及び SPDS データ表示装置は、重大事故等時ににおける中央制御室、原子炉補助建屋、緊急時対策棟（指揮所）又は緊急時対策棟のそぞれの環境条件を考慮した設計とする。	大容量空冷式発電機又は緊急時対策所（免震重要棟内）用発電機から給電できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）等へのデータ伝送機能に係る設備については、固縛又は転倒防止処置を講じ、基準地盤動による地震力に対し、機能喪失しない設計とする。 具体的な設備は、以下のとおりとする。 ・衛星携帯電話設備（衛星携帯電話（固定型、携帯型））（1号及び2号炉共用） ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置（電話、IP-FAX）（1号及び2号炉共用） ・緊急時運転ペラメータ伝送システム（SPDS） (1号及び2号炉共用) ・大容量空冷式発電機（10.2 代替電源設備） ・代替緊急時対策所用発電機（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） ・緊急時対策所用発電機車（1号及び2号炉共用） (10.10 緊急時対策所) ・大容量空冷式発電機については、「10.2 代替電源設備」にて記載する。 ・緊急時対策所用発電機車については、「10.10 緊急時対策所」にて記載する。 (中略)	記載すべき内容 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	
A、1号炉 (1) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するためには必要な技術的能力	5. 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施する事項 (中略)			
(i) 重大事故等対策 (中略)	5.1 重大事故等対策 5.1.1 重大事故等対処設備に係る事項 (中略)			
d. 手順書の整備 重大事故等に的確に対応できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	(1) 手順書の整備 重大事故等に的確に対応できるよう、手順書を整備する。 (a) 手順書の整備 重大事故等に的確に対応できる事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	(1) 手順書の整備 重大事故等発生時に応じて、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対応できるよう手順書を整備する。さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所緊急時対策本部が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び発電所緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。	(中略)	第 17 条の 6（重大事故等発生時の体制の整備）、添付 2 及び添付 3 に規定済
(b) 体制の整備 重大事故等に的確に対応できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。 (a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。	(中略)	登電所施設において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、換気設備の隔離等により、運転員及び緊急時対策本部要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行ふことができるようにする。 予期せぬ有毒ガスの発生に対応するため、運転員及び緊急時対策本部要員のうち

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】		設置変更許可申請書【添付書類】	原子炉施設保安規定	社内規定文書
設置変更許可申請書【本文】	記載すべき内容	該当規定文書	記載内容の概要	
R02. 01. 29 許可 初動対応を行う者に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。	切動対応を行なう者に対して整備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行なうことができるよう手順と体制を整備する。			
有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡改訂により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	有毒ガスの発生による異常を検知した場合は、運転員に連絡し、運転員が通信連絡改訂により、有毒ガスの発生を発電所内の必要な要員に周知する手順を整備する。	(中略)		
(c) 体制の整備 重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。	(3) 体制の整備 重大事故等発生時ににおいて重大事故等に対するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。	1.1 体制の整備、教育訓練の実施及び資機材の配備 (1) 体制の整備 ア 防災課長は、以下に示す重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者などを規定文書に定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を確立する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する事項	・非常事態対策基準(既存) 【緊急時対策本部に関する事項】 ・放射線管理基準(既存) ・放射線管理要領(既存) 【要員の被ばく管理に関する事項】
(中略)	(中略)	(中略)		
(c-2) 實施組織を、運転員等により事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班、登場設備の応急復旧計画及び備置を実施する班、発電所及びび土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。	b. 實施組織を、運転班(運転員(当直員))を含む。)、保修班、安全管理班及び土木建築班により構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。 運転班は、運転員(当直員)の任務に必要な運転停止に必要な運転上の措置、送電施設の保安維持を行なう。 c. 実施組織の班構成及び必要な役割分担は、以下のとおりとし、重大事故等対策を円滑に実施する。 a. 運転班は、運転員(当直員)の任務、事故拡大防止に必要な運転停止に必要な運転上の措置並びに消火活動を行う。 b. 保修班は、原子炉施設(土木建築設備を除く。)の応急復旧計画並びに原子炉施設の消火活動を行う。 c. 安全管理班は、発電所及びその周辺(周辺海域)における放射性物質の濃度の状況並びにそれに基づく措置並びにその周辺(周辺海域)における放射性物質の濃度の状況把握、災害対策活動に従事する要員の被ばく管理、放射線管理、放射線管理の立入制限区域の設定管理、中央制御室及び緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策所(緊急時対策所内)におけるチェンジングエリア設置を行なう。 d. 土木建築班は、原子炉施設のうち、土木建築設備の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する事項	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する事項	
(中略)	(中略)	(中略)		
(c-5) 重大事故等対策の実施が必要な状況において、緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員(非常召集連絡を行なう者)、所長(原子力防災管理者)を本部長と共に緊急時体制を発令し、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員(非常召集連絡を行なう者)を本部長(原子力防災管理者)を設置する。その中には実施組織及び構築物の応急復旧計画の策定及びそれに基づく措置を行う。	e. 所長(原子力防災管理者)は、警戒事象(原子力災害対策特別措置法第10条の可能がある事故、故障等又は自然災害発生)に対応するため実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員(非常召集連絡を行なう者)を本部長(原子力防災管理者)を設置する。その中に実施組織及び構築物を設置する。その中の対策を実施する。 時間外、休日(夜間)においては、重大事	(x) 重大事故等が発生した場合に速やかに対応するため実施組織に必要な要員として、第12条に規定する運転員、緊急時対策本部要員、重大事故等対策要員及び緊急時対策本部要員(非常召集連絡を行なう者)を本部長(原子力防災管理者)を設置する。その中に実施組織及び構築物を設置する。その中の対策を実施する。		

【5.1 重大事故等対策】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載内容の概要	
			記載の考え方	該当規定文書	記載内容	
事故が発生した場合、速やかに対策の対応を行つたため、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策本部を設立し、発電所内又は発電所近傍に緊急時対策要員及び重大事故等対策要員を常時確保し、体制を強化する。 (中略)	重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	b 重 大 事 故 等 が 発 生 し た 場 合 は 、 中 央 制 御 室 に 参 集 す る と と も に 、 緊 急 時 対 策 本 部 要 員 と 初 動 後 対 応 要 員 は 、 緊 急 時 対 策 所 (指 揮 所) 又 は 緊 急 時 対 策 所 (緊 急 時 対 策 所 内) に 参 集 し 、 連 絡 連 絡 、 給 水 確 保 及 び 電 源 確 保 等 の 各 要 員 の 任 務 に 応じ た 対 応 を 行 う 。 (以下、省略)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準 【緊急時対策本部に関する事項】 ・運転基準（既存） 【通信員等の管理】	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	b 重 大 事 故 等 が 発 生 し た 場 合 は 、 中 央 制 御 室 に 参 集 す る と と も に 、 緊 急 時 対 策 本 部 要 員 と 初 動 後 対 応 要 員 は 、 緊 急 時 対 策 所 (指 揮 所) 又 は 緊 急 時 対 策 所 (緊 急 時 対 策 所 内) に 参 集 し 、 連 絡 連 絡 、 給 水 確 保 及 び 電 源 確 保 等 の 各 要 員 の 任 務 に 応じ た 対 応 を 行 う 。 (以下、省略)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準 【緊急時対策本部に関する事項】 ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） 【通信員設備の整備に関する事項】	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
重大事故等が発生した場合、重大事故等対策要員のうち初動対応要員は、中央制御室に参集するとともに、緊急時対策本部要員と初動後対応要員は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）に参集し、連絡連絡、給水確保及び電源確保等の各要員の任務に応じた対応を行う。 (以下、省略)	実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。 重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するためには、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデーターナタ表示装置、発電所内外と連携を行い関係箇所防災ネットワークシステム（テレビ会議システム）を含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所） (以下、省略)	h. 実施体制が実効的に活動するための施設及び設備等を整備する。 重大事故等が発生した場合において、実施組織及び支援組織が定められた役割を遂行するためには、関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施することが必要となることから、以下の施設及び設備を整備する。 支援組織が、必要なプラントのパラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデーターナタ表示装置、発電所内外と連携を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークシステム（テレビ会議システム）を含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所） (以下、省略)	(イ) 実施組織及び支援組織が実効的に活動するための以下の施設及び設備等について管理する。 a パラメータを確認するための緊急時連絡パラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデーターナタ表示装置、発電所内外と連携を行い関係箇所防災ネットワークシステム（テレビ会議システム）を含む。）を備えた緊急時対策所（指揮所） (以下、省略)	・実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）及び現場との連携を図るため、携帯型有線通話装置、無線通話装置（携帯型）及び衛星搬送電話装置を整備する。	b 実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）及び現場との連携を図り作業内容及び現場状況の情報共有を実施するための携帯型電話設備等	(以下、省略)
さらに、実施組織が中央制御室、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所内）及び現場との連携を図るため、携帯型有線通話装置等を整備する。						

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

原子炉施設保安規定
[添付書類]

記載すべき内容		該当規定文書	記載内容の概要
記載の方	該当規定文書	記載内容の概要	記載内容の概要
(ii) 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 a. 可搬型設備等による対応 (3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	重大事故等及び大規模損壊対応にかかる実施基準 2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 (5) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 ア 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	記載すべき内容	該当規定文書
5.2 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項 5.2.1 可搬型設備等による対応 (3) 大規模損壊発生時の対応手順書の整備及びその対応操作 a. 大規模損壊発生時の対応手順書の適用条件と判断フロー	(中略)	記載すべき内容	該当規定文書
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行った場合に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央副制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合は、外から上の自機による確認又は可搬型計測器にて監視する優先順位に従つた内部の状況確認を行った場合に、必要な都度緩和措置を行ふ。また、中央副制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全である場合に、速やかに安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させることにより緩和措置を行う。また、適切な個別操作を逐一に選択できるようになっており、当該フローにて個別操作を明確化する。 また、適切な個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事務機関に對応する手順に基づいて、太規模損壊発生時に對応する手順に基づいて該設備の状況確認を実施することにより判断する。	(b) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行つた場合に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央副制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合は、外から上の自機による確認又は可搬型計測器にて監視する優先順位に従つた内部の状況確認を行つた場合に、必要な都度緩和措置を行ふ。また、中央副制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全である場合に、速やかに安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させることにより緩和措置を行う。また、適切な個別操作を逐一に選択できるようになっており、当該フローにて個別操作を明確化する。 なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事務機関に對応する手順に基づいて、太規模損壊発生時に對応する手順に基づいて該設備の状況確認を実施することにより判断する。	記載すべき内容	該当規定文書
(a-3-1-2) 緩和操作を選択するための判断フロー 大規模損壊時に対応する手順による対応を判断後、発電用原子炉施設の被害状況を把握するための手段を用いて施設の損壊状況及びプラントの状態等を把握し、各対応操作の実行判断を行つた場合に基づいて、事象進展に応じた対応操作を選択する。緩和操作を選択するための判断フローは、中央副制御室の監視及び制御機能の喪失により状況把握が困難な場合は、外から上の自機による確認又は可搬型計測器にて監視する優先順位に従つた内部の状況確認を行つた場合に、必要な都度緩和措置を行ふ。また、中央副制御室又は緊急時対策所(指揮所)若しくは緊急時対策所(緊急時対策棟内)での監視機能の一部が健全である場合に、速やかに安全機能等の状況把握が可能な場合には、内部の状況から全体を速やかに把握し、優先順位を付けて喪失した機能を回復又は代替させることにより緩和措置を行う。また、適切な個別操作を逐一に選択できるようになっており、当該フローにて個別操作を明確化する。 なお、個別操作を実行するために必要な重大事故等対処設備又は設計基準事務機関に對応する手順に基づいて、太規模損壊発生時に對応する手順に基づいて該設備の状況確認を実施することにより判断する。	(a-3-2) 優先順位に係る基本的な考え方 環境への放射性物質の放出低減を最大限に考え、炉心損傷の潜在的可能性能を最小限にすることに寄与できること、炉心損傷を少しでも運らせるために、定期活動を実行するなども、事故対応への初期活動を把握するため、火災の状況を確認する。また、対応員及び携帯する資源等を基に有効な対応を実施することにより判断する。	記載すべき内容	該当規定文書

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
し、事故を収束させる対応を行う。	かつ効果的な対応を選定し、事故を収束させる対応を行う。	<p>(中略)</p> <p>上記の火災への対応を含む優先順位に係る基本的な考え方方に基づく、大規模損壊発生時の初動対応及び大規模火災への対応について、優先順位に従った具体的な対応を以下に示す。</p> <p>(a) 大規模損壊が発生又は発生する恐れがある場合、当直課長又は原子力防災管理者は事象に応じた以下の対応及び確認を行う。</p> <p>イ・事前予測ができない自然災害（地震）又は大型航空機の衝突が発生した場合</p> <p>中央制御室が機能している場合は、当直課長が地震は緊急地震速報及び地震に伴う警報等により、航空機衝突は衝撃音及び衝突音等により事象を検知し、被災状況、運航状況の確認を行ない、原子力防災管理者へ状況報告を行ない場合又は当直制御室が機能していない場合又は連絡がない場合は、原子力防災管理者が地震は衝撃音及び衝撃音等により、航空機衝突は衝撃音及び衝撃音等により事象を検知し、中央制御室へ状況の確認、連絡を行うと共に、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（外部）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>ロ・事前予測ができる自然災害（津波）が発生した場合</p> <p>大津波警報が発令された場合、当直課長は原則として発電用原子炉を手動停止し、所内関係者へ避難指示を出すとともに原子力防災管理者へ状況連絡を行う。連絡を受けた原子力防災管理者は、要員を一日高所へ避難させた後、第2、第3波の津波の情報を継続的に収集しながら、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ要員の非常召集及び外部への通報連絡を行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>・非常事態対策基準（既存） (添付：大規模損壊時対応ガイドライン)</p>	
設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可			<p>・非常事態対策基準（既存） [対応拠点に関する事項]</p>
		<p>(4) 大規模損壊発生時の対応拠点等が対応を行うに当たつての緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）が基本となる。また、運転員（当直員）の拠点については、中央制御室が機能している</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

【5.2.1 可搬型設備等による対応】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>場合は中央制御室とするが、中央制御室が機能していない場合や火災等により運転員（当直員）に危険が及ぶ恐れがある場合は、施設の損壊状況及び対応可能な要員等を勘案し緊急時対策本部が判断する。なお、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）以外の代替可能なスペースも状況に応じて活用する。</p>	可能なスペースも状況に応じて活用する。		

【追補 1.14 電源の確保に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
第 10.1 表 (添付書類は第 5. 1. 1 表)	1.14 電源の確保に関する手順等	1.14.2 重大事故等時の手順等 (燃料補給) (中略)	1.14.2.4 燃料の補給手順等 (燃料補給) (中略)	1. 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料(重油)補給 (1) 大容量空冷式発電機用燃料タンク等への燃料(重油)補給 (中略)	記載すべき事項 (配慮すべき事項) 1 燃料補給 (中略)
		c. 操作の成立性 (中略)	2 燃料の管理 重大事故等時 7 日間運転継続するためには、必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.6 原子炉格納容器内の冷却器等の手順等」及び「1.13 重大事故等の収束に必要な水の供給手順等」に示す燃料(重油)も含め、燃料油貯油槽(約10840t)、燃料油貯蔵タンク(約147k0、2基)、大容量空冷式発電機用燃料タンク(約20k0、1基)を管理する。	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・保修基準(既存) ・保安規定に基づく保修業務要領(既存)	
		(以下、省略)	(以下、省略)	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・保修基準(既存) ・保安規定に基づく保修業務要領(既存)	

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.17 監視測定等に関する手順等 (中略)	1.17.2 重大事故等時の手順等 1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定 の代替測定 (中略)	2 可搬型モニタリングポストによる放射線量 の代替測定 (中略)	<p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要是以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図に示す。</p> <p>① 安全管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、安全管理班に可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 安全管理班は、緊急時対策棟（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（指揮所）」といいう。）又は緊急時対策棟内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所（緊急時対策棟内）」といいう。）に移動し、監視局ハンドコンを起動する。</p> <p>③ 安全管理班は、必要とする数量の可搬型モニタリングポスト本体、バッテリ部及び衛星携帯アンテナ部を車等に積載し、測定場所まで運搬・配置し、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、監視・測定を開始する。</p> <p>④ 安全管理班は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。 なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 安全管理班は、使用中に充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。（連続7日間以上使用可能）</p>	<p>・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） 【可搬型モニタリングポストによる代替測定】 ・運転基準（既存） 【警報確認】</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p>

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	添付書類 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書 記載内容
原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	(3) 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定が発生した場合、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬型エリアモニタにより測定し、及び測定結果を記録する。可搬型エリアモニタの配位置を第1.17.4 図に示す。 多様性拉張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	3 可搬型エリアモニタによる放射線量の測定（規定済）	記載すべき内容 （中略）	記載の考え方 （中略）	・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
(4) 放射性物質の濃度の代替測定 a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	4 放射性物質の濃度の代替測定 (1) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	・多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等に反映する。 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・非常事態対策基準 (既存) ・技術基準(既存) ・通信連絡設備管理要領(既存)	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時設備等を整備する）との連絡用に通信設備等を整備する。</u> (以下、省略)	(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	(1) 放射能測定装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	・多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等に反映する。 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時設備等を整備する）との連絡用に通信設備等を整備する。</u> b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	(2) 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 (中略)	・多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等に反映する。 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。
(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 3 名にて実施し一連の作業の所要時間は、約 3 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時設備等を整備する）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>	(6) 放射能測定装置等による水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	(c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班 3 名にて実施し一連の作業の所要時間は、約 3 時間と想定する。 <u>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時設備等を整備する）との連絡用に通信設備等を整備する。</u>	(3) 放射能測定装置等による水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定 (中略)	・多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等に反映する。 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容 (中略)	記載の考え方 (中略)	該当規定文書 記載内容の概要 社内規定文書
c. 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	(3) 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定手順 (中略)	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の変更内容を規定文書に反映する。 上記の対応は、安全管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あるたり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内と間は、電源所敷地境界付近で、最大約 1 時間と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所棟内）との連絡用に通信設備等を整備する。	・非常事態対策基準（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） 申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
d. 海上モニタリング測定 (中略)	(4) 海上モニタリング測定 (中略)	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の変更内容を規定文書に反映する。 上記の対応のうち、小型船舶が海面に着水するまでの時間は約 2 時間と想定する。その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、安全管管理班 2 名にて実施し、一連の作業（1箇所あたり）の所要時間は、発電所近くで約 2 時間と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策所棟内）との連絡用に通信設備等を整備する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） 申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(対応手段等) ・風向、風速その他の気象条件の測定	1. 17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定 の手順等 (中略)	1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)	1 可搬型気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (中略)	・技術基準（既存） ・気象観測装置関連業務要領（既存） 多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の変更内容を規定文書に反映する。 ① 総括班長は、手順着手の判断基準に基づき、総括班に可搬型気象観測装置による風向・風速・日射量・放射収支量・雨量の代替測定の開始を指示する。 ② 総括班は、可搬型気象観測装置一式を設置する。

設置変更許可申請書【本文】 R02. 01. 29 許可		設置変更許可申請書【添付書類】 R02. 01. 29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		該当規定文書 記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>車等に積載し、保管場所である緊急時対策棟から指定の場所まで運搬・配置する。</p> <p>③ 総括班は、可搬型気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④ 総括班は、可搬型気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない、</p> <p>⑤ 総括班は、使用中に充電池の残量が少ない場合は、予備の充電池と交換する。 (連続約12時間使用可能)</p> <p>(以下、省略)</p>				

〔道補 1.18 緊急時対応手順等に関する手順等（指揮所）〕

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
※緊急時体制が発令され、緊急時対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。	a. 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策所（指揮所）を立ち上げる場合、緊急時対策所（指揮所）に、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び一酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、換気率を調整する。また、フルーム放出時の緊急時対策所非常用空気淨化設備から給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）立上げ時の緊急時対策所非常用空気淨化設備運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所非常用空気淨化設備の概略系統図を第1.18.2図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所非常用空気淨化設備の起動を指示する。 ② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 ③ 総括班他は、必要により、緊急時対策所（指揮所）内の給排気ダンバを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（40～50m ³ /min）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を微正圧（100Pa/gate）に調整する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他1名で行い、一連の操作完了まで約20分と想定する。	(1) 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な屏の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。 手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
・緊急時対策所（指揮所）を立ち上げる場合、緊急時対策所（指揮所）に、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び一酸化炭素濃度の測定を開始し、測定結果に応じ、換気率を調整する。また、フルーム放出時の緊急時対策所非常用空気淨化設備から給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。	b. 緊急時対策所加正設備による空気供給準備手順 緊急時対策所加正設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。 (b) 操作手順 緊急時対策所加正設備による空気供給準備手順による空気供給設備の手順は以下のとおり。緊急時対策所加正設備による空気供給設備の手順は第1.18.3図に示す。	(2) 緊急時対策所加正設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加正設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所加圧設備の系統構成（空気ボンベから室内の空気供給元弁まで）を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所加圧設備の系構成を行い、各部の漏えい等がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は総括班他5名で行い、一連の操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所非常用空気浄化設備又は緊急時対策所加圧設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順は以下のとおり。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。 ② 総括班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。 ③ 総括班長は、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度が18%以上又は二酸化炭素濃度が0.5%以下を維持できない場合は、絶排放シナジーの開度調整により、換気率を調整する。 なお、緊急時対策所加圧設備を使用している場合において、酸素濃度が19%以上又は二酸化炭素濃度が1.0%以下を維持できない場合は、緊急時対策所（指揮所）内に設置されている空気ボンベ加压ラインの空気ボンベ流量調節弁及び排気ダンバーの開度調整に上り、空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁及びダンバーの調整のみであるため、短時間での対応が可能な能力である。</p>	<p>多様性広張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策所（指揮所）の居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(b) 操作手順 多様性広張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他1名で操作を行うことが可能である。室内での測定、弁及びダンバーの調整のみであるため、短時間での対応が可能な能力である。</p>	<p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・設置事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)</p> <p>・設置事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)</p>	<p>該当規定文書 記載内容の概要</p>	

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 書の変更内容を反映	該当規定文書 非常事態対策基準 (既存) 非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	社内規定文書 記載内容の概要 ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	2 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ放射性物質等の良悪量が微少量（指揮所）内へ緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。可搬型エリモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エリモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するため、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリモニタを設置する手順を整備する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存) ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	
	(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エリモニタを、原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置へ可搬型エリモニタ（加圧判断用）を設置し、放射線量の測定を開始する。	a. 緊急時対策所エリモニタ設置手順 (a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。 (b) 操作手順 緊急時対策所エリモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長に緊急時対策所エリモニタ設置を指示する。 ② 安全管理班は、緊急時対策所エリモニタを設置し、起動する。 (c) 操作の成立性 上記の判断は緊急時対策所（指揮所）内にて安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。 (以下、省略)	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)
		a. 緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員について ブルーム通過中においても、緊急時対策所（指揮所）にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に對処するための要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。 (3) 重大事故が発生した場合の放射線防護等に關する手順等 重大事故が発生した場合、重大事故等に對処するための指示を行いう要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。	3 重大事故が発生した場合の放射線防護等に關する手順等 緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、重大事故等に對処するための要員等を防護する指示を行う緊急時対策本部要員等を防護し、居住性を確保する措置を行う。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

【追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (緊急時対策所 (指揮所))】
上流文書 (設置変更許可申請書) から保安規定への記載内容 (本文十号 + 添付書類)

設置変更許可申請書【本文】			
設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定	
R02.01.29 許可	R02.01.29 許可	記載すべき内容	記載の考え方
<p>想定している。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、本部長は、この要員数を最大収容能入数(100名)の<u>随時で緊急時対策所(指揮所)</u>にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p><u>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を行ったための手順を整備する。</u></p> <p>可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じる等、ブルーム放出のおそれがあると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所非常空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備への切替を行なう。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合。 具体的には以下のおそれがある場合に該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、原子炉納庫設と緊急時対策所(指揮所)の間8方に設置する可搬型エリアモニタのうち可搬型エリアモニタ(加圧判断用)の指示が $0.1\text{mSv}/\text{h}$以上となつた場合。 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所(指揮所)内でのブランケット状態監視の結果、本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。 炉心損傷前であつて中央制御室から原子炉納庫容器破損が生じた旨の連絡情報があつた場合。又は、緊急時対策所(指揮所)内のブランケット状態監視の結果、本部長が原子炉納庫容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。 <p>(b) 操作手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、総括班他へパラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を指示する。 ② 総括班他は緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型エリアモニタ(加圧判断用)の監視強化を行う。 ③ 総括班他は加圧操作の要員を配置する。 	<p>所(指揮所)にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるために交代要員を考慮して、重大事故等に対応するため必要な指示を行う緊急時対策本部要員と、原子炉格納容器の破裂等にによる発電所外への放射性物質の拡散を抑制するため必要な緊急時対策本部要員とする。</p> <p>(2) 緊急時対策所加圧設備への切替準備手順</p> <p>緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタの指示上昇や炉心損傷が生じると判断した場合、パラメータの監視強化及び緊急時対策所加圧設備への切替えのための要員配置を行う。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準(既存)</p> <p>・非常事態対策要領(既存)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>記載内容の概要</p>	

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて総括班他3名で行う。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>なお、直接操縦、スカイシティイン線では8方位に設置する可搬型エリアモニタのうち複数台の指示上昇が予想されることから、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリアモニタ指示値も参考とする。</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>原子炉格納容器からへるるるるるるるるるガス等の放射性物質が放出された場合、緊急時対策所（指揮所）が上昇した場合、運やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備から緊急時対策所加圧設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（指揮所）内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかに該当した場合。 • 可搬型エリアモニタ（加圧判断用）の指示が30mSv/h以上となった場合。 • 緊急時対策所エリアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所加圧設備により緊急時対策所（指揮所）内を加圧する手順の概要是以下のとおり。緊急時対策所加圧設備運転時の概略系統図を第1.18.4図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。</p> <p>① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき、総括班他に緊急時対策所加圧設備による緊急時対策所（指揮所）内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 総括班他は、緊急時対策所非常用空気内の換気を停止とする。</p> <p>③ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の流量調節弁及び排気ダンパーを操作し、緊急時対策所（指揮所）内の流量（10.7m³/min以上）を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内を微正圧（100Pa以上）に調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所非常用空気淨化設備又は緊急時対策所加圧設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所（指揮所）立ち上げの手順」c. 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順」に示す。</p>	<p>(3) 緊急時対策所加圧設備への切替手順</p> <p>原子炉格納容器からへるるるるガス等の放射性物質が放出された場合、緊急時対策所（指揮所）が上昇した場合、運やかに緊急時対策所エリアモニタ（加圧判断用）の指示値が上昇した場合、速やかに緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切り替えるとともに、緊急時対策所（指揮所）の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定結果に応じ、空気流入量を調整する。</p> <p>手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>	<p>・緊急時対策所加圧設備への切替手順を反映する。</p> <p>・非常事態対策基準（既存） • 非常事態対策要領（既存）</p>		

【追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(c) 操作の成立性 上記の対応は、 緊急時対策所（指揮所） 内にて、総括班他 3 名で行い、一連の操作完了まで約 2 分と想定する。	d. 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策所（指揮所） 周辺から希ガスの影響が減少した場合に緊急時対策所（指揮所）による加圧を停止し、緊急時対策所非常用空気淨化設備への切り替えをする。	(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタ（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所（指揮所）内の換気を開始する手順を整備する。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）内にて、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約2分ほど想定する。 なお、緊急時対策所が非常用空気淨化設備への切替を判断する場合は、モニタリングボストン、モニタリングボストン及び可搬型エリヤモニタ（加圧判断用）以外の可搬型エリヤモニタの指示値も参考とする。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。		
1.18.2.2 重大事故等に対処するためには必要な指示及び通信連絡手段等	必要な指示及び通信連絡手段等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員等が、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備（プラントパラメータ等を監視又は収集し、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行つ。また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備による場所と発電所内外の通信連絡を有する必要のある場所との通信連絡を行つ。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所からの給電により、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備を用いて、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	必要な指示及び通信連絡手段等に於ける重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員等が、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備（プラントパラメータ等を監視又は収集し、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行つ。 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備による場所と発電所内外の通信連絡を有する必要のある場所との通信連絡を行つ。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所からの給電により、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備を用いて、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	重大事故等に対処するためには必要な指示を行つ。また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。当該資料は常に最新となるよう通常から維持、管理する。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡を有する必要のある場所との通信連絡を行つ。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所からの給電により、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備を用いて、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
	（対応手段等） 必要な指示及び通信連絡手段等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員等が、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備（プラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備による場所と発電所内外の通信連絡を有する必要のある場所との通信連絡を行つ。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所からの給電により、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備を用いて、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	（対応手段等） 必要な指示及び通信連絡手段等が発生した場合、重大事故等に対処するためには必要な指示を行いうる要員等が、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備（プラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所（指揮所）に整備する。 重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備による場所と発電所内外の通信連絡を有する必要のある場所との通信連絡を行つ。 重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所からの給電により、緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備を用いて、全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所（指揮所）の情報収集設備及び通信連絡設備へ給電する。	（1）緊急時対策所（指揮所）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 （2）緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集設備である緊急時連絡データ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 b. 操作手順	（1）緊急時対策所（指揮所）情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順 （2）緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）情報収集設備である緊急時連絡データ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置により重大事故等に対処するため必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。 ① 操作手順着手の判断基準に基づきSPDSデータ表示装置の接続を確認し、端末（PC）を起動する。

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書 記載内容の概要	
	② 総括則他は、SPDS データ表示装置にて、各パラメータを監視する。					
c. 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）にて総括班他1名で行う。室内での設備未起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事放等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（指揮所）に配り、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について 防災課長は、重大事故等が発生した場合に、重大事放等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所（指揮所）に配り、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。	・設置変更許可申請書の変更反映	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更反映	
	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事放等が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行つ。	(3) 通信連絡に関わる手順等 重大事放等が発生した場合において、緊急時対策所（指揮所）の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の業務場所、本店地方公团団体、その他の関係機関等の委電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行つたための手順を整備する。 第1.18.4表に示す。	(3) 通信連絡に関わる手順等 緊急時対策所（指揮所）により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行つたための手順を整備する。 発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に關する手順等」にて整備する。	・設置変更許可申請書の変更反映	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更反映
	(対応手段等) 必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行つ要員に加え、原子炉格納容器の破損等への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するため必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。 重大事故等に対処するために必要な指示を行つ要員と現場作業を行つ要員との間で協調作業を行つよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行つ。	1.18.2.3 必必要な数の要員の収容 緊急時対策所（指揮所）には、重大事故等に対処するため必要な指示を行つ要員に加え、原子炉格納容器の破損等への放射性物質の拡散を抑制するための対策に對処するため必要な数の要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として最大100名を収容する。 要員の収容にあたつては、重大事故等に対処するため必要な指示を行つ要員と現場作業を行つ要員との間で協調作業を行つよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行つ。	・設置変更許可申請書の変更反映	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）	・設置変更許可申請書の変更反映	
	(1) 放射線管理について a. 放射線管理用資機材の維持管理等について ・重大事故等に対処するための支	1 放射線管理について （1）放射線管理用資機材の維持管理等について ・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準	1 放射線管理について （1）放射線管理用資機材の維持管理等について ・放射線管理基準（既存） ・非常事態対策基準	・設置変更許可申請書の変更反映	・設置変更許可申請書の変更反映	

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
を行う要員や現場作業を行う要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にはこれらを用いて十分な放射線管理を行う。	がなくとも対策要員が使用する十分分な数量の装備（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。 安全管理班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行いう要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行つたために、ホケシト隊員等を常時装着せよともに放射線量計を上昇した場合は、周辺に入りを制限する等の対応を行う。 また、安全管理班長は、緊急時対策所非常用空気半径フィルタユニットの線量を監視するため、可搬型エアモニタを設置するとともに、線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する区域を設ける等の対応を行う。	るるために必要な指示を行う緊急時対策本部要員や現場作業を行う緊急時対策本部要員等の対策要員の装備（線量計、マスク等）を配備し、維持、管理し、重大事故等時にこれを用いて十分な放射線管理を行う。 緊急時対策本部は、緊急時対策所非常用空気淨化フイルタユニット近傍に可搬型エアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に入りを制限する等の対応を行う。	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーべイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンジングエリ亞を設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーべイ及び防護具の着替え等を行つたためのチエンジングエリ亞の着装をするための資機材を整備し、運用する手順を整備する。	(a) 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。 (b) 操作手順 チエンジングエリ亞を設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリ亞の設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリ亞設置場所を養生する。 ③ 安全管理班は、各エリ亞の養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管理班は、各エリ亞間の境界にハリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣吸納容器、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリ亞には、防護具の着替えエリ亞、安全管理班の放射性物質による	手順の記載内容を反映する。 多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存） ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
緊急時対策所（指揮所）への汚染の持ち込みを防止するため、身体サーべイ及び防護具の着替え等を行うためのチエンジングエリ亞を設置するための資機材を整備し、緊急時対策所（指揮所）の外側が放射性物質により汚染したような状況下になつた場合に運用する。	(a) 手順着手の判断基準 事象が発生した場合。 (b) 操作手順 チエンジングエリ亞を設置するための手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.11図に示す。 ① 本部長は、作業着手の判断基準に基づき安全管理班長にチエンジングエリ亞の設置を指示する。 ② 安全管理班は、養生用シートにてチエンジングエリ亞設置場所を養生する。 ③ 安全管理班は、各エリ亞の養生シートを隙間無くテープにて養生する。 ④ 安全管理班は、各エリ亞間の境界にハリア、粘着マットを設置する。 ⑤ 安全管理班は、脱衣吸納容器、GM汚染サーベイメータ等を必要な箇所に設置する。 (c) 操作の成立性 上記の対応は、安全管理班2名で行い、一連の操作完了まで約60分と想定する。 チエンジングエリ亞には、防護具の着替えエリ亞、安全管理班の放射性物質による	手順の記載内容を反映する。 多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	手順の記載内容を反映する。

【追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
汚染を確認するためのサーベイエリア及び汚染が確認された場合の除染作業物質による汚染が発生した場合の除染作業を実施する。	可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。			・設置変更許可申請書の変更新内容を反映する。
放射線管理 現場作業を行った場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮へい効果のある待機所内で待機する。 エンジングエリア内では現場作業を行い、汚染が確認された場合、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて除染を行う。除染による廃水が発生した場合、ウエースに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。	（3）緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を示す。	c. 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの切替手順 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの線量が上昇するなど切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を示す。	（a）手順着手の判断基準 （b）操作手順	・設置変更許可申請書の変更新内容を反映する。 ・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット近傍に可搬型エリアモニタを設置し、放射線量を監視する。放射線量が上昇した場合は、周辺に立入りを制限する等の対応を行なう。	（a）手順着手の判断基準 （b）操作手順	（a）手順着手の判断基準 （b）操作手順	（a）手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。 （b）操作手順について、設置変更許可申請書の変更新内容等について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。	（a）手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。 （b）操作手順について、設置変更許可申請書の変更新内容等について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。 （c）手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。 （d）操作手順について、設置変更許可申請書の変更新内容等について、設置変更許可申請書の変更新内容を規定文書に反映する。

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	(40～50m ³ /min) を調整するとともに、緊急時対策所（指揮所）内の圧力を微正圧 (100Pa/gage) に調整する。			
(c) 操作の成立性	上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて總括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 フィルタユニットは、緊急時対策所（指揮所）に設置する2系統により、数ヶ月間運用可能とする。 なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に切り替え、フィルタの交換・保管等を行う。特にフルターフィルタの質量が高いため、特機側のフルターフィルタが減衰するまで定期的に交換する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の変更内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。		・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
(2) 飲料水、食料等について	① 緊急時対策所（指揮所）内にて總括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。 上記の対応は緊急時対策所（指揮所）内にて總括班他1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の変更内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存） ・放射線管理基準（既存） ・放射線管理要領（既存）
(対応手段等)	② 飲料水、食料等について 少なくとも外部から支給なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄し、維持、管理し、重大事故が発生した場合は、飲料等を支給を適切に運用する。 安全管理制度として、適切な頻度で緊急時対策所（指揮所）内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。 中放射性物質濃度が目安値 ($1 \times 10^{-3} \text{Bq}/\text{cm}^3$ 未満) よりも高くなつた場合であつても、本部長の判断に依り、必要に応じて飲食を行ふ。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の変更内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・非常事態対策基準（既存） ・非常事態対策要領（既存）
	1.18.2.4 代替電源設備からの給電 全交流動力電源喪失時は、代替電源として緊急時対策所用蓄電機車により緊急時対策所（指揮所）へ給電する。	代替電源設備からの給電 緊急時対策本部は、全交流動力電源喪失時に代替電源として緊急時対策所用蓄電機車により緊急時対策所（指揮所）へ給電する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	※原子炉補助建屋には中間建屋を含む。
	電源確保 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備により緊急時対策所用蓄電機車の情報収集装置及び通信機器の供給する。給電の手順は1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。	（SPS）のうち原子炉補助建屋に設置されている機器については、代替電源として大容量空冷式発電機（SPS）へ給電する。	1 緊急時対策所用蓄電機車による給電 緊急時対策所用蓄電機車は、全交流動力電源喪失時に代替電源（交流）である緊急時対策所用蓄電機車から給電する。 (1) 緊急時対策所用蓄電機車は、緊急時対策所（指揮所）の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用蓄電機車を起動す	

【追補1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
2. 緊急時対策所用発電機車は、必要に応じ切替を行なう。	<p>ることにより緊急時対策所（指揮所）へ給電する。 緊急時対策所用登壇機車には緊急時対策所（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>(2) 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車準備手順 緊急時対策所（指揮所）立上げ時の電源ケーブル接続及び燃料油供給ホース接続を行う。 手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所（指揮所）の立上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続及び緊急時対策所用登壇機車との燃料油供給ホース接続の手順は以下のとおり。規格系統図を第1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第1.18.14 図及び第1.18.15 図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）への給電準備作業開始を指示する。 ② 総括班他は、電源ケーブルの絶縁抵抗測定を実施し、異常がないことを確認する。 ③ 総括班他は、緊急時対策所（指揮所）内の電源接続盤への電源ケーブルの接続を行なう。</p> <p>イ 総括班他は、燃料油供給ホース取納箱から燃料油供給ホースを取り出し、緊急時対策所用発電機車用燃料油ボンブから緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続まで、燃料油供給ホースの接続を行なう。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所（指揮所）と緊急時対策所用発電機車との電源ケーブル接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分、緊急時対策所用発電機車用燃料油ボンブから緊急時対策所用発電機車との燃料油供給ホース接続の対応は、総括班他3名で行い、一連の操作完了まで約15分を要する。 暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。</p> <p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策所用発電機車起動手順を行なう。</p> <p>イ 緊急時対策所用発電機車起動手順 緊急時対策所用発電機車起動手順を行なう。</p>	<p>緊急時対策所（指揮所）の立上げ時に電源ケーブル接続等の準備を行い、全交流動力電源喪失時に対応する。</p> <p>ア 緊急時対策所用発電機車には緊急時対策所（指揮所）近傍に設置する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクより給油する。</p> <p>ア 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>ア 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策（既存）</p> <p>ア 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>ア 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策（既存）</p> <p>ア 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>ア 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策（既存）</p> <p>ア 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。</p> <p>ア 非常事態対策基準（既存） 非常事態対策（既存）</p>		

【追補 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、早期の電源回復が不能の場合。	(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車による電源を給電する手順は以下のとおり。常設電源による電源を給電する場合の概略系統図を第 1.18.16 図に、緊急時対策所用発電機車による電源を給電する場合の概略系統図を第 1.18.17 図に、緊急時対策所用発電機車への燃料補給の概略系統図を第 1.18.13 図に、手順のタイムチャートを第 1.18.18 図に示す。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき総括班長に緊急時対策所（指揮所）電源供給作業開始を指示する。 ② 総括班他は、系統構成及び緊急時対策所用発電機車の起動準備を行なう。 ③ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車を起動する。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入とす。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車内の交流電源盤にて受電遮断器を入れとし、給電を開始する。なお、運転中の緊急時対策所用発電機車へは、外部から支援がなくとも、7 日分の運転に必要な容量を有する緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用燃料油直用給油ポンプにより、燃料（重油）を自動補給する。緊急時対策所用発電機車運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	• 燃料補給に関する事項は配慮すべき事項 1 にて整理。	• 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	
燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用燃料油ポンプから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホース接続シングルから、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクににより自動補給する。発電機車用給油ポンプの運転状態及び燃料油補給状況の警報監視を行い、正常に自動補給されることを確認する。 重大事故等時 7 日間連続するため必要となる燃料（重油）の貯蔵量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75t、2 基）を管理する。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、総括班 3 名で行い、一連の操作完了まで約 10 分と想定する。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等の照明を配備する。 重大事故等時 7 日間連続するため必要となる燃料（重油）の貯蔵量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク（約 75t、2 基）を管理する。	• 設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	• 非常事態対策基準（既存） • 非常事態対策要領		

上文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容（本文十号 + 添付書類十号 + 添付書類十一号）に記載する手順等に問題がある場合は、緊急時対策所（指揮所）】

設置変更許可申請書【本文】					
設置変更許可申請書【添付書類】			原子炉施設保安規定		
R02. 01. 29 許可		R02. 01. 29 許可		社内規定文書	
(a) 手順着手の判断基準 運転中の緊急時対策所用発電機車の停止 が必要となった場合。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 多様性拡張設備を適用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 (既存)	記載内容の概要 社内規定文書
(b) 操作手順 緊急時対策所用発電機車を待機側に切り替える手順は以下のとおり。 ① 本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急時対策所用発電機車の切替えを指示する。 ② 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車を起動する。 ③ 総括班他は、待機側の緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を入れとどめる。 ④ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を入れとする。 ⑤ 総括班他は、緊急時対策所用発電機車の受電遮断器を切り、待機側からの給電を開始する。 ⑥ 総括班他は、使用側であった緊急時対策所用発電機車の出力遮断器を切り、緊急時対策所用発電機車の停止する。	手順着手の判断基準について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	記載すべき内容	記載の考え方 (既存)	該当規定文書 (既存)	記載内容の概要 社内規定文書
ハ、操作の成立性 上記の対応は、総括班他 1名で行い、 一連の操作完了まで約 25 分と想定する。	(再掲)	(配慮すべき事項)	1 燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブの運転状況及び燃料油供給状況の監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するため必要な燃料(重油)の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(約 75t、2 基)を管理する。	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・非常事態対策基準 (既存) ・非常事態対策要領 (既存)	設置変更許可申請書の変更内容を反映する。 ・燃料補給 緊急時対策所用発電機車への給油は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブから緊急時対策所用発電機車へ燃料油供給ホースを接続し、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクから、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブにより自動補給する。発電機運転中は、緊急時対策所用発電機車用給油ボンブの運転状況及び燃料油供給状況の監視を行い、正常に自動補給されていることを確認する。 重大事故等時7日間運転継続するため必要な燃料(重油)の備蓄量として、緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク(約 75t、2 基)を管理する。

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書
第10.1表（添付書類は第5.1.1表） 1.19 通信連絡に関する手順等 (対応手段等) 発電所内の通信連絡	1.19.2 重大事故等時の手順等 1.19.2.1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等 重大事故等が発生した場合、通信設備 （発電所内）に上り、運転員等、重大事故等対策本部要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）との間で相互に通信連絡を行ったために、衛星携帯電話設備（携帯型）及び携帯型通話設備を使用する。 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備 （電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するため必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する。	② 対応手段等 ② 番電所内の通信連絡 1 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行ったための手順等 ・緊急時対策本部（発電所内）により、運転員等、緊急時対策本部要員及び重大事故等対策要員が、中央制御室、屋内外の作業場所及び緊急時対策所（指揮所）内に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所」という。）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）に設置する緊急時対策所（以下「緊急時対策所」という。）との間で相互に通信連絡を行ったために、衛星携帯電話設備、無線連絡設備、携帯型通話設備、運転指令設備及び電力保安通信用電話設備を使用する手順を整備する。 2 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備へ給電する。 重大事故等が発生した場合、データ伝送設備（発電所内）により、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）へ、重大事故等に対処するため必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するために、緊急時運転ハラメータ伝送システム（SPDS）及びSPDSデータ表示装置を使用する手順を整備する。	(中略) b. 操作手順 (a) 衛星携帯電話設備 中央制御室の運転員等及び緊急時対策所（緊急時対策所）又は緊急時対策本部（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（固定型）を運用する。緊急時対策要員及び緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話（携帯型）を用いて相互に通信連絡又は通話連絡を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 衛星携帯電話（固定型） ① 手順番手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話連絡を行った場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電池の受信状態を確認する。 ② 電池と交換する。 ③ 使用する端末と共に予備の充電池を携行する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。	・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(b) 無線連絡設備</p> <p>緊急時対策所（指揮所）又は緊急時本部要員は、無線電話装置（固定型）を使用する。屋外の重大事故等対策要員は、無線通信装置（携帯型）を使用する。発電所内ではモニタリングを行う緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。</p> <p>これらの無線通話装置を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 無線通話装置（固定型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>ii. 無線通話装置（携帯型）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池又は乾電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定されていることを確認する。</p> <p>④ 使用する端末と共に予備の充電池又は乾電池を携行する。</p> <p>⑤ 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>⑥ 使用中に充電池又は乾電池の残量が少なくなる場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。</p> <p>⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>iii. 無線通話装置（モニタリングカー）</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、電源を「入」操作する。</p> <p>② 通話ボタンを押し、連絡する。</p> <p>③ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(d) 緊急時運転ハラメータ伝送システム (中略)</p>	<p>多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。</p>			

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>(SPDS) 緊急時運転パラメータ伝送システム (SPDS)により、緊急時対策所(指揮所)のSPDSデータ表示装置へ、必要なデータの伝送を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 緊急時運転パラメータ伝送システム</p> <p>常時伝送を行うため、通常操作は必要ない。なお、中央制御室で警報を常時監視する。</p> <p>(e) SPDSデータ表示装置 操作手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に關する手順等」にて整備する。</p> <p>(f) 運転指令設備 中央制御室の運転員等、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策本部要員及び屋内の大事故等対策要員は、ページング装置を用いて、相互に通信連絡又は通話通信確認を行つたための対応として、以下の手順がある。</p> <p>1. ページング装置</p> <p>① 手順章手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行つ場合は、使用チャンネル及びSIN出エリアを選択し、連絡する。</p> <p>ii. ディジタル無線ページング装置</p> <p>① 手順章手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行つ場合は、端末の電源を「入」操作し、電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 一般の携帯電話機と同様の操作により、電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>③ 使用中に充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。</p> <p>④ 使用後は、電源を「切」操作する。</p> <p>(g) 電力保安通信用電話装置 中央制御室の運転員等、緊急時対策所(指揮所)又は緊急時対策本部要員及び屋内外の大事故等対策要員は、保安電話及び衛星電話を用いて、相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. 保安電話</p> <p>① 手順章手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行つ場合は、一般的の電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。</p>	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。	多様性拡張設備を用いた運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

【追補 1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】				原子炉施設保安規定	社内規定文書
設置変更許可申請書【添付書類】		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
R02. 01. 29 許可	②携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	ii. 衛星電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	(以下、省略)	1 計測等を行つた特に重要なハラメータを発電所に必要な場所で、可搬型の計測器にて、直流水源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なハラメータ、使用済燃料ビット水位（区域）、使用済燃料ビット周辺燃素率、発電所周辺の反射線量等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により各電所との連絡を共有する場合、現場より各電所内の必要な場所で共用する場合、現場と中央制御室との連絡では携帯型通話設備を用い、現場又は中央制御室と緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室（指揮所））との連絡には衛星携帯電話設備を用いる。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
R02. 01. 29 許可	③携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	ii. 衛星電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	(以下、省略)	1 計測等を行つた特に重要なハラメータを発電所に必要な場所で、可搬型の計測器にて、直流水源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なハラメータ、使用済燃料ビット水位（区域）、使用済燃料ビット周辺燃素率、発電所周辺の反射線量等の特に重要なハラメータを計測し、その結果を通信設備（発電所内）により各電所との連絡を共有する場合、現場又は中央制御室と緊急時対策室（緊急時対策室（指揮所））との連絡には衛星携帯電話設備を用いる。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給電する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
R02. 01. 29 許可	④携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。	ii. 衛星電話 ①手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行う場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	(以下、省略)	1.19.2.2 発電所外（社内外）との通信連絡 (1) 発電所外（社内外）との通信連絡 重大事故等が発生した場合、通信設備（発電所外）により、緊急時対策本部要員が、緊急時対策室（指揮所）又は緊急時対策室（緊急時対策室（指揮所））と本店、国、地方公団団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行つたために、衛星携帯電話設備（テレホンネットワーク）に接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）、加入電話設備、電力保安通信用電話設備、データ伝送設備、電力保安通信用電話設備、データ伝送設備（ERSS）等またデータ伝送設備（ERSS）等により、国の緊急時対策支援システム（ERSS）等へ、必要なデータを伝送し、ハラメータを共有するため、緊急時連絡システム（SPDS）を使用する。	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
(以下、省略)	<p>(中略)</p> <p>b. 操作手順</p> <p>(a) 衛星携帯電話設備 (緊急時対策所(指揮所) 又は緊急時対策本部) を使用する場合、衛星携帯電話(固定型)を用い、発電所外でもモニタリングを行う。また、発電所内、その他の関係機関等へ通信連絡を行う。緊急時対策本部要員は、衛星携帯電話(携帯型)を使用し、緊急時対策所(緊急時対策本部)又は緊急時対策本部要員へ通信連絡又は通話確認を行う。緊急時対策本部要員へ対応して、以下の手順がある。</p> <p>i. 衛星携帯電話(固定型)</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いつ場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>ii. 衛星携帯電話(携帯型)</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いつ場合は、屋外で電源を「入」操作し、充電池の残量及び電波の受信状態を確認する。</p> <p>② 充電池の残量が少ない場合、予備の充電池と交換する。</p> <p>③ 使用する端末と共に予備の充電池を携行する。</p> <p>④ 一般的の携帯電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。</p> <p>⑤ 使用中に充電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池と交換する。</p> <p>⑥ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。</p> <p>(b) 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備 (緊急時対策所(指揮所) 又は緊急時対策本部) を使用する場合、統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システム、IP電話、衛星通信装置(電話)及びIP-FAXを使用し、本店、国及び地方公共団体へ通信連絡又は通話確認を行うための対応として、以下の手順がある。</p> <p>i. テレビ会議システム</p> <p>① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話確認を行いつ場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。</p> <p>② 操作端末により、通信先と接続する。</p>				多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可		原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要
	③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。	ii. IP電話			
	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。				
	iii. 衛星通信装置（電話）				
	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機と同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤルし、連絡する。				
	iv. IP-FAX				
	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的なFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。				
	(中略)				
	(d) 加入電話設備				
	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。				
	i. 加入電話				
	② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。				
	(e) 電力保安通信用電話設備				
	① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機、携帯電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号を押し、連絡する。				
	i. 保後電話				
	② 携帯型端末の充電池の残量がなくなつた場合は、別の端末を使用する。				

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
ii. 衛星電話 ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、一般的な電話機又はFAXと同様の操作により、通信先の電話番号をダイヤル又は短縮ダイヤルボタンを押し、連絡する。	(f) テレビ会議システム（社内） 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は、テレビ会議システム（社内）により、本店、他の原子力発電所等へ通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. テレビ会議システム（社内） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、モニタの電源を「入」操作後、テレビ会議システムの待ち受け画面を確認し、通信が可能な状態とする。 ② 操作端末により、通信先と接続する。 ③ 使用後は、モニタの電源を「切」操作する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			
iii. 無線連絡設備 ① 無線通話装置（固定型） ② 無線通話装置（携帯型） ③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定される端末と共に子備の充電池又は乾電池を搬行する。 ④ 通話ボタンを押し、連絡する。	(g) 無線連絡設備 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員は無線通話装置（固定型）を使用する。発電所外でもモニタリングを行いう緊急時対策本部要員は、無線通話装置（携帯型、モニタリングカー）を使用する。 これらの無線連絡設備を用いて相互に通信連絡又は通話通信確認を行うための対応として、以下の手順がある。 i. 無線通話装置（固定型） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は通話通信確認を行いう場合は、通話ボタンを押し、連絡する。 ② 充電池又は乾電池の残量が少ない場合、子備の充電池又は乾電池と交換する。 ③ 通話チャンネルの設定が必要な端末は、事前に取り決めた通話チャンネルに設定される端末と共に子備の充電池又は乾電池を搬行する。	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。			

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【本文】 R02.01.29 許可	設置変更許可申請書【添付書類】 R02.01.29 許可	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
⑥ 使用中に充電池又は蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	iii. 無線通話装置（モニタリングカード） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は電話連絡を行ふ場合は、電源を「人」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。	（中略）	d. 優先順位	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の緊急時対策本部要員が、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等との間で通信連絡を行ふ場合、総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）並びに多様性拡張設備である加入電話設備、電力保安通信用電話設備、テレビ会議システム（社内）及び無線連絡設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用優先する。多様性拡張設備が使用できない場合は、衛星携帯電話設備を使用する。 なお、総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）については、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）の立ち上げ時から使用する。テレビ会議システム（社内）は、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、他の原子力発電所等との通信連絡用として必要に応じて使用する。	1 計測等を行つた特に重要な場所で共にする手順等 2 計測等を行つた特に重要な場所で其にある手順等 3 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ、使用済燃料ビット周辺水位（圧力）、その結果を通信設備（発電所外）により送電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。金父流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給
⑥ 使用中に充電池又は蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	iii. 無線通話装置（モニタリングカード） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は電話連絡を行ふ場合は、電源を「人」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。	（中略）	d. 優先順位	多様性拡張設備を使用した運用手順及び運用手順の詳細な内容等について、設置変更許可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 緊急時対策本部は、直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止に必要なバラメータを計測し、その特に重要なバラメータを計測設備（発電所外）により発電所外（社内外）の必要な場所で井有する場合、緊急時対策所（指揮所）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。
⑥ 使用中に充電池又は蓄電池の残量が少なくなった場合は、予備の充電池又は乾電池と交換する。 ⑦ 使用後は、屋外で電源を「切」操作する。	iii. 無線通話装置（モニタリングカード） ① 手順着手の判断基準に基づき、通信連絡又は電話連絡を行ふ場合は、電源を「人」操作する。 ② 通話ボタンを押し、連絡する。 ③ 使用後は、電源を「切」操作する。	（中略）	d. 優先順位	1 計測等を行つた特に重要な場所で其にある手順等 2 計測等を行つた特に重要な場所で其にある手順等 3 直流電源喪失時等、可搬型の計測器にて、炉心損傷防止及び格納容器破損防止に必要なバラメータ、使用済燃料ビット周辺水位（圧力）、その結果を通信設備（発電所外）により送電所外（社内外）の必要な場所で共有する場合、緊急時対策所（指揮所）又は緊急時対策所（緊急時対策棟内）と本店、国、地方公共団体等との連絡には衛星携帯電話設備及び総合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX等）を使用する。また、全交流動力電源喪失時は、代替電源設備（電池を含む。）により、これらの設備へ給	・非常事態対策基準（既存） ・技術基準（既存） ・通信連絡設備管理要領（既存） ・設置変更許可申請書の変更内容を反映する。

【追補1.19 通信連絡に関する手順等】

設置変更許可申請書【添付書類】		原子炉施設保安規定	
設置変更許可申請書【本文】	R02.01.29 許可	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
電する。 (以下、省略)	(以下、省略)	記載すべき内容 設備へ給電する。	該当規定文書 記載内容の概要
(記載すべき事項) 電源確保	1. 19.2.3 代替電源設備から給電する手順等 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備に より、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 (固定型)、衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話 (携帯型)及び衛星携帯電話設備(テレビ会議システム、 IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転ペラメ ータ伝送システム(SPDs)及びSPDSデータ表 示装置へ給電する。 給電の手順は「[1.14 電源の確保に関する 手順等]」及び「[1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等]」にて整備する。	(記載すべき事項) 3 代替電源設備から給電 当直課長及び緊急時対策本部は、全交流動 力電源喪失時、代替電源設備により、衛星携 帯電話設備のうち衛星携帯電話(固定型)、 衛星携帯電話設備(テレビ会議システム、 IP電話、IP-FAX等)、緊急時運転ペラメ ータ伝送システム(SPDs)及びSPDSデータ表 示装置へ給電する。 給電の手順は「[1.14 電源の確保に関する 手順等]」及び「[1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等]」にて整備する。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信 連絡設備(テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX等)、緊急時運転ペラメータ伝送シス テム(SPDs)及びSPDSデータ表示装置へ給電 する。 給電の手順は「[1.14 電源の確保に関する 手順等]」及び「[1.18 緊急時対策所の居住性 等に関する手順等]」にて整備する。 多様性拡張設備を使用した運用手順及び運 用手順の詳細な内容等について、設置変更許 可申請書の変更内容を規定文書に反映する。 衛星携帯電話設備のうち衛星携帯電話(携 帯型)、無線車両端末のうち無線電話装置 (携帯型)及び携帯型通話設備は、充電池又 は乾電池を使用する。 充電池を用いるものについては、使用前及 び使用中の充電池の残量確認で、残量が少な い場合、予備の充電池と交換することにより 継続して通話を可能とし、使用後の充電池 は、中央制御室「緊急時対策所(指揮所)」又 は緊急時対策所(緊急時対策棟内)の電源か ら充電する。 乾電池を用いるものについては、使用前及 び使用中の乾電池の残量確認で、残量が少な い場合、予備の乾電池と交換することにより 7日間以上継続しての通話を可能とする。

補足説明資料－3

設計及び工事計画で抽出された運用内容整理

目 次

1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方
2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

1. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映に関する考え方

川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請に当たって、基本設計方針に運用を定める箇所については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」の「添付－2 技術基準規則ごとの基本設計方針の作成に当たっての基本的な考え方」に下記の通り記載している。

(記載箇所抜粋)

5. 基本設計方針の作成に当たっては、必要に応じ、以下に示す考え方で作成する。

(2) 設置変更許可申請書本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所 (QMS の 2 次文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼込みを記載し、必要に応じ、当該施設に関連する別表第二に示す添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性を確保する観点で、設置変更許可申請書本文に対応した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

上記の整理を踏まえ、川内原子力発電所1, 2号炉工事計画認可申請書の「基本設計方針」の記載事項のうち、従来の記載から新たに「保安規定に定める」旨を追記している事項はすべて抽出を行い、保安規定に規定する。

また、「保安規定に定める」旨を明記してはいないが、「基本設計方針」及び「添付書類」において「運用とし、管理する」などの記載により、明らかに運用側で担保すべきと考える事項についても抽出を行い、「保安規定変更に係る基本方針」[記載箇所：2-2,2-3 頁]に記載している「保安規定に記載すべき事項について」及び「下部規定に記載すべき事項について」に基づき、保安規定又は下部規定に規定する。

2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (1) 川内原子力発電所1号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-1)
- (2) 川内原子力発電所2号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容 (別紙-2)

2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

(1) 川内原子力発電所1号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、

保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

運用に係る記載の抽出（基本設計方針）

下線：運用に係る記載箇所

番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	号 番
1	放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備	エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1,2 号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。 <u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u>	131 条	<p>（記録） 第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に※1作成（表 131-1 (1) を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3) の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力管理部門、原土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	

※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう（以下、本条において同じ）。

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇箇所

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
1	添付資料2	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	発電所周辺の大気汚染に対する居住性を確保するため、換気空調設備に対する降下火砕物の侵入を防止するためのフィルタを設置する設計とし、外気を遮断するダンペの設置又はファンの停止により、降下火砕物の侵入を防止する設計とする。	3. 外部から衝撃への配慮 3.1 自然現象 3.1.1 自然現象に対する具体的な設計上の配慮 (8) 火山	3.4 手順書の整備 (1) 各課長（当直課長を除く。）は、火山影響等及び降雪発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 イ 降下火砕物の侵入防止 当直課長は、外気取入口に設置している平型フィルタ等の差圧監視、外気取入ダンパーの開止、換気空調系の停止又は中央制御室及び安全補機開閉器室の開回路循環運転による建屋内への降下火砕物の侵入防止を実施する。 防災課長は、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への降下火砕物の侵入防止を実施する。	<中 略>
2	添付資料2	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	3. 外部から衝撃への配慮 3.2 人為事象 3.2.1 人為事象に対する具体的な設計上の配慮 (3) 火災による二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）	3.4 手順書の整備 (2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。 1.5 手順書の整備 所（指揮所）の居住性を確保するために、換気空調設備に対するばい煙の侵入を防止するためのフィルタを設置する設計とする。 さらに、ばい煙及び有毒ガスが発生した場合には、ばい煙による居住性を確保するために外気を遮断するダンペの設置又はファンの停止により、ばい煙	添付2	<中 略>

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
			及び有毒ガスの侵入を防止する設計とする。	サ 外部火災によるばい煙発生時の対応		
				<中 略>	防災課長は、ばい煙発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内へのばい煙の侵入の防止を実施する。	
				シ 外部火災による有毒ガス発生時の対応		
				<中 略>	防災課長は、有毒ガス発生時、換気空調系の停止による緊急時対策所（指揮所）内への有毒ガスの侵入の防止を実施する。	
					1.5 手順書の整備	
					(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	
			4. 火災発生防止	緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンクは、タンク容量の設計として7日間（168時間）の外部電源喪失に対して緊急時対策所用発電機車を連続運転するため必要な量（約75kilo）とし、この容量に補充時の運用を考慮した量にとどめて貯蔵することを火災防護計画にて定め管理する。		
			4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の大災害発生防止について	(1) 発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策		
				a. 潤滑油及び燃料油を内包する設備にに対する火災の発生防止対策		
				(e) 潤滑油及び燃料油の貯蔵		
3	添付資料5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書		添付2	ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
4	添付資料 5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所 4.2 可燃性の蒸気 又は可燃性の微粉 a. 可燃性の蒸気	油内包機器を設置する火災区域又は火災区域には、潤滑油及び燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点が室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高い、可燃性蒸気を発生するおそれはない。 火災区域又は火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気を行うとともに、建屋の給気ファン及び排気ファンによる機械換気によって、有機溶剤の滞留を防止する。 このため、引火点が室内温度及び機器運転時の温度よりも高い潤滑油及び燃料油を使用すること並びに火災区域又は火災区域における有機溶剤を使用する場合の滞留防止対策について、火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	添付 2
5	添付資料 5	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所 4.2 可燃性の蒸気 又は可燃性の微粉 b. 可燃性の微粉	火災区域又は火災区域には、「工場電気設備防爆指針」に記載される「可燃性粉じん（石炭のように空気中の酸素と発熱反応を起こし爆発する粉じん）」や「爆発性粉じん（金属粉じんのようすに空気中の酸素が少ない雰囲気又は二酸化炭素中でも着火し、浮遊状態では激しい爆発を生じる粉じん）」のようなく燃性の微粉を発生する常設設備はないことから、可燃性の微粉が発生するおそれはない。 「工場電気設備防爆指針」に記載される微粉を発生する仮設設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を設置しないことを火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備 (1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 <中 略> ウ 重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区域を考慮した火災の発生防止並びに火災の早期感知及び消火の2つの深層防護の概念に基づく火災防護対策	添付 2

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	工認			記載内容			記載内容			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	緊急時対策所（指揮所）の火災の発生防止として、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタを密閉した金属製の容器内に貯蔵する必要がある。	1.5 手順書の整備	(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>
6	添付資料 5	発電用原子炉施設火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (6) 緊急時対策所（指揮所）の火災の発生防止対策	緊急時対策所（指揮所）の火災の発生防止として、チャコールフィルタ及び微粒子フィルタは、金属製の容器や不燃シートに包んで保管することを火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備	(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>
7	添付資料 5	発電用原子炉施設火災防護に関する説明書	4. 火災発生防止 4.1 緊急時対策所（指揮所）に係る重大事故等対処施設の火災発生防止について (7) 電気室の目的外使用の禁止	電気室である電気計装用電源機械室は、電源供給に火災影響を与えるような可燃性の資機材等を保管せず、電源供給のみに使用することを火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備	(1) 防災課長は、原子炉施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、以下の項目を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>
8	添付資料 5	発電用原子炉施設火災防護に関する説明書	5. 火災の感知及び消火設備について 5.2 消火設備について 5.2.2 機能設計 (4) 消火設備の設計 e. 消火設備の自然現象に対する考慮 (a)	気温の低下時においても消防設備の機能を維持する設計とするため、川内原子力発電所気象観測所に設置する温度計を中央制御室で監視し、外気温度が2°C以下となれば、温度計を監視強化し、外気温度が0°Cまで低下した場合、運転基準に定めた手順に基づき、屋外の消防設備の凍結を防止するため、消防栓及び消防配管のブローホースの微開による消防水の通水によって、凍結防止対策を講じる。また、本運用については、火災防護計画に定め管理する。	1.5 手順書の整備	(2) 各課長（当直課長を除く。）は、火災発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>	添付 2	<中 略>

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇箇所

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
			緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するためには換気設備を適切に運転し、緊急時対策所（指揮所）内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止する必要がある。このため、放射線管理施設の放射線管理用計測装置により、大気中に放出された放射性物質による放射線量を監視、測定し、換気設備の運転・切替の確実な判断を行う。	緊急時対策本部（指揮所）の居住性を確保する手順 18. 緊急時対策所の居住性等に関する手順等（緊急時対策所（指揮所）） <中略>		
			② 対応手段等	緊急時対策本部は、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所非常用空気淨化設備による放射性物質の侵入低減、緊急時対策本部による希ガス等の放射性物質の侵入防止等の放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う緊急時対策本部要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするため、以下の手順等により緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保する。		
1			1 緊急時対策所（指揮所）立上げの手順	緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所（指揮所）を立上げる。 (1) 緊急時対策所非常用空気淨化設備運転手順 緊急時対策本部は、居住性確保に必要な扉の閉止を行った後、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動し、放射性物質の侵入を低減する。 全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備から給電により、緊急時対策所非常用空気淨化設備を起動する。		
添付 3			2. 緊急時対策所（指揮所）の居住性に関する基本方針 2.1 基本方針	緊急時対策所の居住性に関する説明書	(2) 緊急時対策所加圧設備による空気供給準備手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所加圧設備の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切り替えの準備を行う。	
9	添付資料 19				(3) 緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順 緊急時対策本部は、緊急時対策所（指揮所）の	

番号	工認			保安規定		
	資料番号	資料名	項目	記載内容	記載内容	備考
				条	居住性確保の観点から、緊急時対策所（指揮所）内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。	2 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生時の手順 緊急時対策本部は、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、緊急時対策所（指揮所）内へ緊急時対策所エアモニタを設置し、放射線量の測定を開始する。 可搬型エアモニタのうち、1号炉及び2号炉原子炉格納容器と緊急時対策所（指揮所）の中間位置に配備する可搬型エアモニタは緊急時対策所（指揮所）内を加圧するための判断に用いる。可搬型エアモニタ（加圧判断用）を設置する手順は、表一17「監視測定等に関する手順等」参照。

運用に係る記載の抽出（添付資料）

下線：運用に係る記載箇所

番号	工認			保安規定			
	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考
				(4) 緊急時対策所非常用空気淨化設備への切替手順 緊急時対策本部は、可搬型エリアモニタ（加圧判断用）及び緊急時対策所エリアモニタの指示が低下し、緊急時対策所（指揮所）周辺から希ガスの影響が減少したと判断した場合、緊急時対策所加圧設備から緊急時対策所非常用空気淨化設備へ切替える。			
				(定期事業者検査の実施) 第118条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。			
				2 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備等の所管課とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。			
				3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査実施要領書 ^{※1} を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。			
10	添付資料19	緊急時対策所の居住性に関する説明書	3. 緊急時対策所（指揮所）の居住性を確保するための防護措置	添付3			<中略>
							※1：各号炉の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。 a 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、磨耗及び異常の発生状況を確認するために十分な

工事認証						保安規定		
番号	資料番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	備考	
				b 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 c a 及び bによる方法のほか、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。	33-19-2 居住性の確保	(1) 運転上の制限 緊急時対策所非常用空気净化装置が使用可能であること。 緊急時対策所常用空気净化装置が使用可能であること。 緊急時対策所常用空気净化装置が使用可能であること。 (4) 緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること。 所要数 緊急時対策所常用空気净化装置 緊急時対策所非常用空気净化装置 モード用、2、3、4、5、6 空気ボンベ緊急対策用 燃料熱遮引 一般化炭素燃焼計 緊急時対策エアモニタ 可搬型エアモニタ (加圧測定用) ※ 1：1 系統とは、緊急時対策用空気净化装置及び緊急時対策用空気净化装置非常用空気净化フィルタ ※ 2：緊急時対策用設備とは、空気ボンベ (緊急時対策用) 1,400 本以上 ※ 3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数 ※ 4：83-18-1 緊急時対策所において運転上の制限を定める。 (2) 記載事項		
			(a) 除去性能 (効率) については、以下の性能検査を定期的に実施し、確認する。 ・微粒子ノイオノ素除去効率検査 ・漏えい率検査及び総合除去効率検査	33-19-2 居住性の確保 (1) 運転上の制限 緊急時対策所常用空気净化装置が使用可能であること。 緊急時対策所常用空気净化装置が使用可能であること。 緊急時対策所常用空気净化装置が使用可能であること。 (4) 緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること。 所要数 緊急時対策所常用空気净化装置 緊急時対策所非常用空気净化装置 モード用、2、3、4、5、6 空気ボンベ緊急対策用 燃料熱遮引 一般化炭素燃焼計 緊急時対策エアモニタ 可搬型エアモニタ (加圧測定用) ※ 1：1 系統とは、緊急時対策用空気净化装置及び緊急時対策用空気净化装置非常用空気净化フィルタ ※ 2：緊急時対策用設備とは、空気ボンベ (緊急時対策用) 1,400 本以上 ※ 3：緊急時対策所 (指揮所) 当たりの合計所要数 ※ 4：83-18-1 緊急時対策所において運転上の制限を定める。				
			3. 緊急時対策所 (指揮所) の居住性を確保するための防護措置	3. 緊急時対策所 (指揮所) の居住性を確保するための防護措置	83 条	3.1 換気設備等	3.1.1 緊急時対策所換気設備 (3) 緊急時対策所非常用空気净化フィルタユニット b. フィルタ除外套筒の維持等	
11	添付資料19	緊急時対策所の居住性に関する説明書					緊急時対策所非常用空気净化フィルタユニットの動作可能であることを確認する。 緊急時対策所常用空気净化装置 (給合除去装置) が、99.7% (99.9%) 以上の効率で、漏えい率を確認する。 一般化炭素燃焼計が使用可能であることを確認する。 緊急時対策所エアモニタの機能を確認する。 緊急時対策所エアモニタが動作可能であることを確認する。	

2. 工事計画認可申請書記載内容の保安規定への反映

- (2) 川内原子力発電所2号炉工事計画認可申請書記載内容のうち、
保安規定へ反映する事項及び保安規定への記載内容

番号	資料名	項目	記載内容	条	記載内容	号 番
工認						
1	放射線施設の基本設計方針	1. 放射線管理施設	<p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所（指揮所）に設ける緊急時対策所エリアモニタ（1号機設備、1, 2 号機共用）は、重大事故等時に緊急時対策所（指揮所）内への確希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視、測定し、計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p><u>重大事故等時に使用するエリアモニタリング設備の計測結果の記録の管理については保安規定に定める。</u></p>	131 条	<p>（記録） 第 131 条 各課（室、センター）長は、表 131-1 及び表 131-2 に定める保安に関する記録を適正に※1作成（表 131-1 (1) を除く。）し、保存する。ただし、表 131-1 (3) の記録については、原子力部門（原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、廃止措置統括部門、原子力建設部門、原子力技術部門、原子力管理部門、原土木建築部門及び発電所組織）が作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表 131-3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p>	備考

補足説明資料－4

保安規定第 83 条における運転上の制限等について

本資料は、「保安規定第83条重大事故等対処設備」について
「運転上の制限」、「運転上の制限を満足していることを確認する
ために行う行為」、「運転上の制限を満足していないと判断した場
合に要求される措置」について設定した根拠について説明する資料
である。

なお、今回の保安規定変更認可申請において、追加・変更する部
分を黄色マーキングにて明記する。

(2) - 2 - 18 保安規定第 83 条 表 83-19 「緊急時対策所」運転上の制限等について

- a 保安規定記載内容の説明 (SA 条文)
- b 添付資料

添付-1 運転上の制限を設定する SA 設備の選定

- (1) 設置変更許可申請書 添付十追補 (機器リスト)
- (2) 設置変更許可申請書 添付八 (設備分類等)

添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八 (所要数、必要容量、設備仕様)
- (2) 設計及び工事計画認可申請書 (所要数、必要容量)

a 保安規定記載内容の説明（SA 条文）

保安規定記載内容の説明

保安規定 第83条 条文

記載内容の説明

(3) 要求される措置

適用モード	条件⑧	要求される措置⑨	完了時間
モード1、2、3及び4	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が2台未満である場合	A. 1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する。 A. 2 技術課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任又は技術者の確認を得て実施する。	30日
	B. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が1台未満である場合	B. 1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車1台を動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任又は技術者の確認を得て実施する。	30日
モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	C. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	C. 1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 C. 2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任及び技術者による場合	10日
	D. 条件A、B又はCの位置を完了時間内に達成できない場合	D. 1 当直課長は、モード3にする。 D. 2 当直課長は、モード5にする。	12時間
モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間	A. 動作可能な緊急時対策所用発電機車が2台未満である場合	A. 1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車2台を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 A. 2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任及び技術者の確認を得て実施する措置を開始する。	56時間速やかに
	B. 緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能である場合	B. 1 防災課長は、緊急時対策所用発電機車用給油ポンプを動作可能な状態に復旧する。 B. 2 防災課長は、代替措置 ^{※4} を検討し、原子炉主任及び技術者による場合	速やかに

※4：代替品の補充等

※5：緊急時対策所用発電機車用燃料タンクの油量が制限値を満足していない場合を含む。

(8) 運転上の制限を満足しない場合の条件を記載

- A. 2N要求の可搬型重大事故等対応設備のうち可搬型代替電源設備が2台未満となった場合を条件とする。
（保安規定更に係る基本方針4. 3. (1)）
- B. 2N要求の可搬型重大事故等対応設備のうち可搬型代替電源設備が運転上の制限（1N）を満足できない状態になつた場合の条件として、動作可能な緊急時対策所用発電機車が1台未満となつた場合を条件とする。
（保安規定更に係る基本方針4. 3. (1)）
- C. 1N要求の常設重大事故等対応設備が運転上の制限（1N）を満足できない状態になつた場合の条件として、緊急時対策所用発電機車が動作不能となつた場合を条件とする。（保安規定更に係る基本方針4. 3. (1)）

⑨ 要求される措置について記載

- 【モード1、2、3及び4の場合】
動作可能な設備（緊急時対策所用発電機車）が2台未満の場合
 - A. 1 A. 2 緊急時対策所（は指揮所）に係る緊急時対策所用発電機車は運転中／停止中の炉心、及び使用済燃料ビットの燃料料に対して間接的に安全機能を有する設備であり、事故時に情報収集し、必要な指示を行つたための機器に電源を供給するものであることから、要求される措置／完了時間は、参考とする設計基準事故設備をECCS機器ではなく、設計基準事故対応設備の「事故時監視観測器」とする。この場合ではLC0要求台数のうち1N分は離脱されていることから、「30日」以内に「動作可能な状態に復旧する」が「代替措置を補充する」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充することを意味する。なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続は可能であることが、運転上の制限逸脱からは復帰することができるものとする。
- （保安規定に変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

- 動作可能な設備（緊急時対策所用発電機車）が1台未満の場合
 - B. 1、B. 2 緊急時対策所（は指揮所）に係る緊急時対策所用発電機車は運転中／停止中の炉心、及び使用済燃料ビットの燃料料に対して間接的に安全機能を有する設備であり、事故時に情報収集し、必要な指示を行つたための機器に電源を供給するものであることから、要求される措置／完了時間は、参考とする設計基準事故設備とし「10日」以内に「動作可能な状態に復旧する」が「代替措置を実施する」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続は可能であることがあることが、運転上の制限逸脱からは復帰することができないものとする。
- （保安規定に変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

緊急時対策所用発電機車用給油ポンプが動作不能な場合

- C. 1、C. 2 緊急時対策所（は指揮所）に係る緊急時対策所用発電機車用給油ポンプは運転中／停止中の炉心、及び使用済燃料ビットの燃料料に対して間接的に安全機能を有する設備であり、事故時に情報収集し、必要な指示を行つたための機器に電源を供給するものであることから、要求される措置／完了時間は、参考とする設計基準事故設備とし「10日」以内に「動作可能な状態に復旧する」が「代替措置を実施する」ことを要求する。ここでいう「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。なお、代替措置の確保により、プラントの運転継続は可能であることがあることが、運転上の制限逸脱からは復帰することができないものとする。
- （保安規定に変更に係る基本方針4. 3. (2)、(3)）

【モード5、6及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している場合】

- A. 1 原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行つてもその必要性は変わることなく、適用モードへ移行することができないことから、速やかに復旧する。
- A. 2 同様の「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。
- B. 1 原子炉が停止中であり、原子炉から燃料取出しを行つてもその必要性は変わることなく、適用モードへ移行する。
- B. 2 同様の「代替措置」とは、原子炉主任技術者の確認を得て同様の代替品を補充する措置等を示す。

保安規定記載内容の説明

保安規定 第83条 条文

記載内容の説明

83-19-2 居住性の確保

(1) 運転上の制限

項目	①	運転上の制限	②
緊急時対策所非常用空気清浄化系 緊急時対策所附加設備 居住領域設備		(1)緊急時対策所非常用空気清浄化系 1系統以上*1が動作可能であること (2)緊急時対策所附加設備が運用可能であること (3)酸素濃度計及び酸化炭素濃度計の所要数の適用可能であること (4)緊急時対策所エアモニタの所要数が動作可能であること	
適用モード	③	設 備 ④	所要数 ⑤
モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間		緊急時対策所非常用空気清浄化ファン 緊急時対策所エアモニタ 空気ポンベ (緊急時対策所用) 酸素濃度計	1台*3 1基*3 1基*3 1,400本以上*3 2個*3 2個*3 2個*3
※1 : 1系統とは、緊急時対策所非常用空気清浄化ファン 1台及び緊急時対策所附加設備とは、空気ポンベ (緊急時対策所用) 1,400本以上。 ※2 : 緊急時対策所附加設備とは、空気ポンベ (緊急時対策所用) 当たりの合計所要数。 ※3 : 緊急時対策所 (指揮所) 1基。 ※4 : [83-18-1 監視測定設備] において運転上の制限を定める。		可搬型エアモニタ (加圧判断用)	※ 4

- ① 運転上の制限の対象となる系統・機器 (添付-1)
- ② 重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するためには、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するためには、必要な対応手段及び重大事故等対応設備を設けている。よって、これらを用いた緊急時対策所が喪失し要する基本機能の要求を満足しない状態を運転上の制限とする。
- 緊急時対策所非常用空気清浄化系については、緊急時対策所 (指揮所) 内を換気するために必要な容量を有するものが1系統以上動作可能であることを運転上の制限とする。
- 空気ポンベ (緊急時対策所用) については、予測困難なブルームの通過に対し十分な余裕を持つ容量として、工事計画にて定めている空気ポンベ 1,400本以上が使用可能であることを運転上の制限とする。
- 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計は、緊急時対策所 (指揮所) 内の居住環境の基準値を上回る範囲を測定できるものが各2箇使用可能であることを運転上の制限とする。
- 緊急時対策所エアモニタは、緊急時対策所 (指揮所) 内の放射線量を測定できるものが2箇動作可能であることを運転上の制限とする。

(添付-2)

- ③ 重大事故等が発生した場合において、必要な要員がとどまることができるよう適切な措置を講じ、必要な情報を把握するためには、発電所内外と連絡を行ううために必要な設備であることから、重大事故等が発生する可能性のある運転モード1、2、3、4、5、6 及び使用済燃料ビットに燃料体を貯蔵している期間を対象とする。
- 保安規定変更に係る基本方針4. 3. (1)
- ④ ①に含まれる主な部品
- ⑤ 上記②のとおり「設置許可基準規則第六十一条」の要求を踏まえ、緊急時対策所非常用空気清浄化系は1系統以上が動作可能であることを確認する。空気ポンベ (緊急時対策所用)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、緊急時対策所エアモニタについては、緊急時対策所 (指揮所) 居住性確保のために必要な上記②のそれぞれの所要数とする。
- (添付-2)
- ⑥ 適用モード時間の確認事項を記載する。(保安規定変更に係る基本方針4. 2)

【対象設備】					
a. 動作確認 (定期的動作可能であることを確認する)					
対象設備：緊急時対策所非常用空気清浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気清浄化系					
※確認方法は、緊急時対策所非常用空気清浄化ファンを起動し、緊急時対策所非常用空気清浄化系が動作可能であることを確認する。					
対象設備：空気ポンベ (緊急時対策所用)					
※使用可能であることを確認の確認は、空気ポンベ (緊急時対策所用)					
対象設備：緊急時対策所エアモニタ					
※確認方法は、緊急時対策所エアモニタのパラメータ確認 (3ヶ月毎による健全性を確認し、動作可能であることを確認する)。					
対象設備：酸素濃度計、二酸化炭素濃度計					
※使用可能であることを確認の確認は、動作状況確認 (3ヶ月毎の動作試験) として電源を入とし、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計指標値の確認を行う。					
b. 機能確認 (機能、性能が満足していることを確認する)					
対象設備：緊急時対策所非常用空気清浄化ファン、緊急時対策所エアモニタ					
※実施する。					
緊急時対策所エアモニタ					
※確認事項を確認する。					

b 添付資料

添付-1 運転上の制限を設定するSA設備の選定

- (1) 設置変更許可申請書 添付十追補（機器リスト）
- (2) 設置変更許可申請書 添付八（設備分類等）

添付-2 運転上の制限に関する所要数、必要容量

- (1) 設置変更許可申請書 添付八（所要数、必要容量、設備仕様）
- (2) 設計及び工事計画認可申請書（所要数、必要容量）

運転上の制限を対象とする系統・機器を記載

赤枠 : LCO設定する設備

青枠 : 他の表又は既存条文にてLCO設定する設備

表83-19 添付－1(1)－1

設置変更許可申請書
添付十追補 (機器リスト)

第 1.18.1 表 重大事故等対処設備等

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対応設備	備考
居住性の確保	緊急時対策所遮へい (緊急時対策所 (指揮所))	重大事故等対処設備	緊急時対策所遮へい (緊急時対策所 (指揮所))	遮へい (建物の壁等) については、運用による厚さの変化や故障等により機能喪失するものではないことからLCO対象とはしない (保安規定変更に係る基本方針4.3-(1))
			緊急時対策所非常用空気淨化ファン	緊急時対策所 (指揮所) 換気系起動・停止手順
			緊急時対策所非常用空気淨化フィルタユニット	表83-19.2
			緊急時対策所加圧設備	可搬型エリアモニタ設置手順
			緊急時対策所エリアモニタ	放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定に関する手順
			可搬型エリアモニタ ^{※1} (加圧判断用)	緊急時対策所 (指揮所) 換気系起動・停止手順
			酸素濃度計	表83-18にて整理
			二酸化炭素濃度計	表83-19.2
	緊急時運転パラメータ 伝送システム (SPDS) SPDSデータ表示装置 衛星携帯電話設備 携帯型通話設備 統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	重大事故等対処設備	緊急時運転パラメータ 伝送システム (SPDS) SPDSデータ表示装置	緊急時対策所 (指揮所) 運用手順
			衛星携帯電話設備	通信連絡に関する手順
			携帯型通話設備	通信連絡設備の運用に関する手順
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順
必要な指示及び情報の把握	大容量空冷式発電機 ^{※3}	拡張多様性設備	大容量空冷式発電機 ^{※3}	全交流動力電源の対応手順等 (二部事象ベース: 運転員等及び保修対応要員)
			電力保安通信用電話設備	通信連絡に関する手順
			無線連絡設備	通信連絡設備の運用に関する手順
			テレビ会議システム (社内)	表83-15にて整理
			加入電話設備	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順
要必要員のな 収数容の	対策の検討に必要な資料 ^{※2} 放射線管理用資機材 ^{※2} チェンジングエリア用資機材 ^{※2} 飲料水、食料等 ^{※2}	資機材	対策の検討に必要な資料 ^{※2}	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順
			放射線管理用資機材 ^{※2}	通信連絡設備の運用に関する手順
			チェンジングエリア用資機材 ^{※2}	表83-15にて整理
			飲料水、食料等 ^{※2}	緊急時対策所 (指揮所) 運用手順
緊急時対策所 (指揮所) 全交流動力電源	代替 から の 給 電 設 備	重大事故等対処設備	緊急時対策所用発電機車	緊急時対策所 (指揮所) 運用手順
			緊急時対策所用発電機車用燃料油貯蔵タンク	緊急時対策所 (指揮所) 交流電源切替手順
			緊急時対策所用発電機車用給油ポンプ	表83-19.1

* 1 可搬型エリアモニタは「1.17 監視測定等に関する手順」にて整備する。

* 2 「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材」、「チェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

* 3 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。